６．都市災害復旧事業について

Ⅰ　都市災害復旧事業
Ⅱ　特殊地下壕対策事業

国土交通省 都市局 都市安全課
都市防災対策推進室

目　次　①

Ⅰ　都市災害復旧事業

1. 災害復旧事業とは
2. 異常な天然現象とは
3. 都市局所管災害復旧事業の対象施設
4. 国庫負担の適用除外となるもの
5. 災害復旧事業の事務の流れ
6. 災害査定における留意事項
7. 平成25年発生災害の概要

目　次　②

Ⅱ　特殊地下壕対策事業

8. 特殊地下壕対策事業の概要
9. 特殊地下壕対策事業の採択手順
10. 特殊地下壕対策事業のイメージ

1．災害復旧事業とは

国土交通省

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条より
（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針も同旨）

- 「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

次頁

- 「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）ことを目的とするものをいう。
- 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

①原形復旧（原則）、②原形復旧不可能、③原形復旧困難、④原形復旧不適当の4ケース
※上記②～④は、負担法事務取扱要綱第2、第3、都市災害復旧事業事務取扱方針第3参照

2. 異常な天然現象とは

国土交通省

公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針第3

災　害　原　因	異常な天然現象に該当する基準
(1) こ　う　水	(イ) 警戒水位以上の出水 (ロ) 警戒水位の定めがない場合河岸高（低水位から天端まで）の5割程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降　　雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大(時間雨量20mm以上)
(3) 暴　　風	最大風速（10分間平均）15m以上
(4) 高 潮、波 浪、津 波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微でないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等	特に定めていない

※河川敷公園で出水により被災した場合、上記（1）を確認の上、採択する。
「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について」17

※降雪により都市施設が被災した場合の取扱いの概要は、次のとおり（H26.3.14事務連絡参照）。

・建築基準法が適用又は準用される建築物又は工作物　被災施設が同法に基づき算出される当該地域の積雪荷重等の基準に適合するものであって、当該基準を超える降雪により被災したもの

・その他の施設　被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超え、かつ、1メートル以上の場合。

3. 都市局所管災害復旧事業（補助）の対象施設①

国土交通省

都市局所管災害復旧事業概要一覧表

根拠法令等	対象施設		補助率・負担率	激甚災害嵩上げ	法律又は予算補助の別	備考
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）、同法施行令、施行規則等	公共土木施設	公　園	2／3～（北海道、離島、奄美、沖縄、小笠原は4／5～）	有り	法律補助	対象施設詳細次頁
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針	都市施設等	街　路	1／2	—	予算補助	対象施設詳細次頁
		都市排水施設等				
		堆積土砂排除事業		有り①	①法律補助	
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律		湛水排除事業	—	有り②	②法律補助	※昭和34年伊勢湾台風、昭和39年新潟地震のみ
活動火山対策特別措置法、同法施行令等		都市排水路 公　園 宅　地	1／2	—	法律補助	

※国の予算科目　（項）河川等災害復旧事業費　（目）都市災害復旧事業費補助

3. 都市局所管災害復旧事業（補助）の対象施設②

国土交通省

都市局所管災害復旧事業対象施設の範囲①

対象施設等		施設又は事業の範囲
公共土木施設	公　園	・都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの(植栽及びいけがき)を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの 後述 ・前号に掲げる施設で、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの 特定地区公園（カントリーパーク）
都市施設等	街　路	(イ) 都市計画法第18,19,22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされていないもの 竣功検査完了・引渡し後、供用開始前までの間が対象。 供用開始後は負担法（道路災害）の対象 (ロ) 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る。）とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの

3. 都市局所管災害復旧事業（補助）の対象施設③

国土交通省

都市局所管災害復旧事業対象施設の範囲②

対象施設等		施設又は事業の範囲
都市施設等	都市排水施設等	(イ) 都市計画区域内にある都市排水施設で**排水路，排水機，樋門及びその附属施設** ⇒（下水道法の下水道は負担法の対象） (ロ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する**公園**（自然公園法に規定する自然公園を除く。），**広場，緑地，運動場，墓園及び公共空地**（負担法第3条第11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く。）
	堆積土砂排除事業 堆積土砂とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等	(イ) 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000㎥以上 (ロ) 2,000㎥以上の一団をなす堆積土砂 (ハ) 50m以内の間隔で連続する土砂が、2,000㎥以上 以上の(イ)～(ハ)のいずれかで、市町村長が次の各号に該当する堆積土砂を排除する事業 ① 都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く） ② 都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く） ③ ①②にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの

3. 都市局所管災害復旧事業（補助）の対象施設④

国土交通省

都市局所管災害復旧事業対象施設の範囲③

公園の対象施設（主なもの）

公園施設	都市公園法施行令第31条及び同法施行規則第17条に掲げる施設
1.園路又は広場	園路又は広場
2.修景施設	修景施設
3.休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
4.遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム等その他これらに類するもの
5.運動施設	運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く)
6.教養施設	自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
7.便益施設	駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
8.管理施設	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
9.都市公園の効用を全うする施設	展望台又は備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設(国土交通省令第17条に規定する耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設)

※法面の扱い

・単に法面が崩壊しているだけでは対象外。被災施設「園路」「広場」「駐車場」等の法面であれば対象となりうる。

4. 国庫負担の適用除外となるもの①

国土交通省

番号	失格及び欠格理由の名称	理　　由
1	失格	1箇所当たり都道府県指定都市120万円、市町村60万円未満のもの
2	被災の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	異常な天然現象に該当しないもの
4	過年災害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前災処理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6	別途施行	別途施行の工事により復旧の目的を達すると認め又は達したと認められるもの
7	重複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
8	対象外施設	定められた対象施設でないもの
9	所管外施設	他省庁、国土交通省の他部局の所管施設
10	被害少	被害僅少にて機能残存し、直ちに増破等により機能喪失の虞がないと認めたもの
11	経済効果少	工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
12	維持工事	維持工事とみるべきもの
13	設計不備	明らかに設計の不備に基因して生じたと認められるもの
14	施行粗漏	工事施行の粗漏に基因して生じたと認められるもの
15	維持管理不良	甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められるもの
16	天然河（海）岸	天然の河岸、海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
17	工事中災害	災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じたもの
18	小規模施設	直高1メートル未満の小堤等主務大臣の定める小規模施設

4. 国庫負担の適用除外となるもの②

国土交通省

維持工事とみるべきもの

◆石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみの工事

◆橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事

◆都市排水施設等の排除及び処理等に直接影響しない施設（例えば車庫、駐車場、要員宿舎、案内板、樹木及び修景芝等）に係る災害及び門、柵又は塀のみに係る災害

※ いわゆる「のみ災」

◆排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用

設計不備、施行粗漏

◆検査、監査等により、工事の出来高不足、手直しが認められ、補強、手直し工事が命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等

4. 国庫負担の適用除外となるもの③

国土交通省

小規模施設

◆幅員6㍍未満の街路、又は、幅員4㍍未満の橋梁

◆幅員1㍍未満の都市排水路（管渠の場合は内径250㍉未満）

◆都市排水施設の排水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積の3割に満たないものの排除（堆積量の7割を上限）

◆飛び石、ベンチ、ブランコ等単体の小規模な施設の単独被災で公園の根幹的効用でないもの

堆積土砂排除事業

①指定した場所以外に捨てられた土砂

②事業実施が確認できないもの

③無償で実施したもの又は失業対策等事業によって実施されたもの

5. 災害復旧事業の事務の流れ（主なもの）①

国土交通省

災害発生から2ヶ月で査定

被災後10日以内
（訂正報告被災後1ヶ月以内）

工事完了の翌年度、遅滞なく提出

災害発生 → 災害報告 ※1 → 査定設計書作成 → 国庫負担（補助）申請 → 災害査定（工事費の決定※2） → 国庫負担（補助）金の内示 → 交付申請・交付決定※3 → 事業の実施※4 → 国庫支出金の支払請求・受入※5 → 成功認定申請・完了実績報告※7 → 成功認定・額の確定

・負担法の公園（知事→大臣）水管理・国土保全局防災課へ提出
・都市施設等（知事→都市局長）都市局都市安全課へ提出

災害査定…国庫負担（補助）申請に基づき、国庫負担（補助）の対象となる災害復旧事業の工事費決定のための現地調査（机上の場合もある）のこと。国土交通省（1箇所の工事費が2千万円以上のもの→本省（都市局）、同2千万円未満のもの→地方整備局建政部）、財務省、申請者側の関係者が集合し行われる。

設計変更協議・同意
※6（軽微なもの以外）

翌債（繰越）承認手続き

5. 災害復旧事業の事務の流れ（主なもの）②

国土交通省

留意点1

1. 災害報告

法令で義務づけられており、必ず提出する必要がある（国の災害状況報告、予算措置等の資料となる）。

2. 災害査定の保留事案

災害査定において、1箇所の工事費決定見込額が負担法の公園で4億円以上、都市施設等で1億円以上の場合、当該箇所は査定時には採択保留となり、後日、国交本省と財務本省との間で協議の上、決定される。

3. 予算措置

★都市局所管の災害復旧事業の予算は、1月1日から12月31日までに発生した災害につき、原則として当該年度（当該年の4月1日の属する年度）に予算措置される（原則単年度復旧。したがって、再調査は実施しない）。

★負担法の公園については、負担法に基づく国庫負担率の算定が翌年3月であることから、それまでは基本率（0.667又は0.8）での交付決定となる。

4. 事業の実施

★災害復旧事業は施越承認なしに交付決定前に着手することができる。災害査定実施前に工事着工する場合、被災写真などの整備に特に留意。また、着工済みであっても国庫負担の対象は査定時に決定される。

5. 災害復旧事業の事務の流れ（主なもの）③

国土交通省

留意点2

4. 事業の実施（続き）

★査定設計に計上できない殻等の処分費は実施設計で計上できる。
★実施設計額が採択限度額に満たない場合、他の事業で施行することとなった場合など事業を廃止するときは、廃工の手続きをとることになる（負担法施行規則第10条）

5. 国庫支出金の支払請求、受入

国費の支払請求ができるのは、契約の相手方（請負業者）に対して支払う必要がある前払金相当額、部分払相当額、完成払相当額（いずれも国庫負担の対象とされた災害復旧事業分）に国庫負担率又は補助率を乗じた金額までである。

※軽微なものの範囲→決定工事費の3割、かつ、1千万円以内で一定のもの等（負担法事務取扱要綱第20参照）

6. 設計変更協議、同意

災害査定の際に決定された設計を変更して工事を実施しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ主務大臣の同意を得なければならない。設計変更協議漏れに注意。

7. 成功認定・完了実績報告（精算事務）

災害復旧事業と他の予算（単独費、国庫補助事業）とを合併施行した場合は、原則として、当該合併施行に係る竣功額を、当該年度に施行したそれぞれの事業の工事費に比例して精算する。二以上の災害復旧事業を合併して施行した場合もこれに準ずる。（負担法事務取扱要綱第22四参照）

6. 災害査定における留意事項①

国土交通省

災害査定の主な流れ

概要説明 → 実地査定（又は机上査定） → 設計書等の訂正・検算 → 設計書等の審査 → 保留解除協議 → 工事費の決定（朱入れ） → 目論見書の作成

- 異常気象、被災箇所、申請概要（復旧工法・応急復旧内容等）の説明
- 査定日程の説明
- その他

- 当該箇所の申請内容の説明（申請者）
- 被災原因、復旧工法等の詳細説明（申請者）
- 設計図面・数量に基づく現地計測（査定官、立会官、申請者）
- 設計書等の関係書類審査
- 査定内容の確認

設計書等の見え消し朱書き訂正

1箇所の工事費決定見込額が負担法の公園で4億円以上、都市施設等で1億円以上の場合等、当該箇所は査定時には採択保留となり、後日、国交本省と財務本省との間で協議の上、決定。（再掲）

6. 災害査定における留意事項②

国土交通省

【法面崩壊による公園施設の被災例】

対象となりうる場合

法面崩壊とともに園路にも影響
園路としての機能が確保できていない

対象外となる場合

近接する法面崩壊だけでは対象外

6. 災害査定における留意事項③

国土交通省

【河川敷公園の被災例】

被災前

被災後

○園路のアスファルト舗装・芝生等が広範囲にわたり流出

＜河川敷公園＞

・「移動可能な施設」、「概ね1cm程度の土砂の堆積又は流出（芝生等の流出がある場合はこの限りでない）」、「芝生等が枯死するおそれがない程度の堆積」、「土砂の堆積又は流出により平坦性が損なわれた場合にあって、復旧工法に土砂の補充を伴わず整地のみの場合」、「固定されている遊具であっても被災程度及び数量が軽微なもの」は対象外

・査定時に、原形の地盤高を確認できるような準備が必要

・公園の上下流で、警戒水位（はん濫注意水位）以上の出水が確認できることが望ましい。

⇒ 片側のみの警戒水位超の場合は、上下流の関係から、公園箇所が警戒水位超であったことを証明することが必要

また、警戒水位より低い位置にある公園の場合も、警戒水位超が採択要件

6. 災害査定における留意事項④

国土交通省

【墓地公園の被災例】

降雨による園路の被災

墓石自体の被災は災害復旧事業の対象外

6. 災害査定における留意事項⑤

国土交通省

【堆積土砂排除事業（都市局所管）】

堆積土砂とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。（再掲）

市街地における堆積

- 下記以外（宅地）
- 道路、河川、都市施設等
- 農地、公立学校等
- 災害廃棄物等

搬出 → 市町村長が指定した集積場 → 補助対象 → 排除 → 仮処分場

直接排除（補助対象となる場合有り）

道路、河川、都市施設等 ← 負担法等による災害復旧事業

農地、公立学校等、災害廃棄物等 ← 他省庁所管

◆適用除外（再掲）

① 指定した場所以外に捨てられた土砂

② 事業実施が確認できないもの

③ 無償で実施したもの又は失業対策事業等によって実施されたもの

仮処分場 → 再利用

6. 災害査定における留意事項⑥

国土交通省

【堆積土砂排除事業（都市局所管） 搬出及び仮処分場の様子】

宅地内からの土砂搬出

仮処分場

- 宅地分の分離
- 産廃、流木、岩石の分別
- 測量による土量の計算
- 運搬経路

6. 災害査定における留意事項⑦

国土交通省

【堆積土砂排除事業（都市局所管） 堆積土厚の計測例】

実際に堆積した土砂による計測

痕跡による計測
※査定時に排除済の場合、査定時も痕跡の確認が必要

★写真等により堆積記録を充分に残すことが大変重要

【堆積土砂排除事業（都市局所管） 土量の算定例 A】

①宅地の各地区において数箇所の堆積厚を測定し、各地区の平均堆積厚を算出
②各地区の平均堆積厚を加重平均し、地区全体の平均堆積厚を算出
③宅地の面積に②で求めた数値を乗じて土量を算出

6. 災害査定における留意事項⑧

国土交通省

【堆積土砂排除事業（都市局所管） 土量の算定例 B】

算定例

町丁目	土地利用面積(A)	地区面積比率(B) A合計÷A	地区別土砂量(C) C合計×B	宅地等面積(D)	宅地率(E) D÷A	地区別宅地土砂量(F) C×E	距離区分	運搬距離 (m)
東野3丁目	206,091.35	6.6%	976.82	101,939.63	49.46%	483.17	③	2,924
鉄鋼通り1丁目	289,894.14	9.3%	1,374.02	202,303.44	69.79%	958.87	④	2,231
鉄鋼通り2丁目	282,290.13	9.1%	1,337.98	190,801.74	67.59%	904.35	④	1,826
鉄鋼通り3丁目	227,843.79	7.3%	1,079.92	141,654.57	62.17%	671.41	⑤	1,500
弁天1丁目	162,981.76	5.3%	772.49	82,261.30	50.47%	389.90	③	2,743
弁天2丁目	136,063.65	4.4%	644.91	91,178.02	67.01%	432.16	③	2,513
弁天3丁目	150,337.41	4.8%	712.56	83,197.88	55.34%	394.34	④	2,154
弁天4丁目	174,957.09	5.6%	829.25	56,489.29	32.29%	267.74	④	2,425
舞浜2丁目	253,124.49	8.2%	1,199.74	118,943.59	46.99%	563.76	③	2,755
舞浜3丁目	288,042.84	9.3%	1,365.25	146,377.57	50.82%	693.79	④	2,094
千鳥	929,810.47	30.0%	4,407.06	692,444.39	74.47%	3,282.01	⑥	638
2工区合計	3,101,437.10	100.00%	14,700.00	1,907,591.40	61.51%	9,041.48		

※土地利用面積(A)は、平成19年に実施した都市計画基礎調査で作成した、町丁目別土地利用面積を使用した。

宅地等面積(D)は、(A)のうち住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、その他空地用地等を加算したもの。

各町丁目のうち宅地分の土量は、査定時点では確認できないため、先ず1次集積した場所の土量を検収 ⇒14,700㎥
次にこの土量に町丁目毎の宅地率を乗じて得た数値を各町丁目における宅地から搬出した量とみなす。

6. 災害査定における留意事項⑨

国土交通省

【第三者機関等の被災証明】

◆ 都市排水施設等の機械設備、電気設備等

→ ・ 被災状況の目視確認が難しい

・ 被災の判定に専門知識を要する

↓

◆ 被災状況写真に加え、

・ 第三者機関等の証明書

・ 機器の検査結果データ

【注意事項】

・ 被災証明は、分解可能な限り細かな単位で準備 （再利用可能なものは再利用が原則。※再利用の場合の見積もりと比較する必要がある）

・「被災証明≠被災」 被災軽微と判断されるものは、対象外

6. 災害査定における留意事項⑩

国土交通省

【施設台帳等の確認及び日常の維持管理】

◆ 地方公共団体の管理施設として施設台帳を査定時に確認する。

◆ 被災した施設が他の施設と効用を兼ねるもの又は関係するものについては、二重採択防止のため関係部長の証明書等を確認する。

◆ 査定時には被災前の施設状況を確認する必要がある。

↓

◆ 管理台帳、点検日誌、管理協定等、日常の維持管理に配慮することが望まれる。

7. 平成25年発生災害の概要

平成26年3月末日時点

国土交通省

平成25年発生都市局所管災害復旧事業（補助）査定決定金額

	公共土木施設（公園）	都市施設	堆積土砂排除	合計
箇所数	85	10	4	99
金　額	16億3千万円	3億1千万円	3億3千万円	22億7千万円

平成25年発生の主な災害（都市局補助災害）

被災月日	被災原因	箇所数	金額	被災地域
8月9日～10日	豪雨	21	約3億7千万円	岩手県、秋田県
9月14日～17日	台風18号	43	約11億円	青森県、秋田県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、福井県
10月15日～17日	台風26号	9	約3億6千万円	千葉県、東京都（大島町）

8. 特殊地下壕対策事業の概要①

国土交通省

※詳細については、
「国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領」
「国土交通省所管特殊地下壕等対策事業の運用方針」を参照

事業の目的

・戦時中に旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、地方公共団体が行う埋め戻し等の事業に対して防災上の観点より補助を行い、陥没等による事故を防ぎ国民の生命・財産を守ることを目的とする。

事業の概要

・市街地に現存する特殊地下壕で、陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難いものの全部又は一部の埋戻し等を行う事業。
・都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施工する等必要最小限度の工事を行う事業。

事業主体

地方公共団体

8. 特殊地下壕対策事業の概要②

国土交通省

国の補助（補助率　1／2）

国は事業主体に対して、特殊地下壕対策事業に要する費用の一部を補助

※本事業は、特別交付税の対象となっており、地方公共団体負担分のうち8割については特別交付税が措置される。

→地方公共団体の実質負担は事業費の1割。

補助対象

市街地に現存する、旧軍、地方公共団体その他これらに準ずるものが築造した防空壕等（特殊地下壕）で、1箇所の事業費が200万円以上のもの

※「1箇所当たりの事業費が200万円以上のもの」の取り扱いについては、壕口が1箇所又は数か所であっても壕内が同一機能であったもの及び隣接する壕口間の距離が、100m以内のものは1箇所とする。

その他

事業実施期間は**平成28年度までの時限措置**となっている。

緊急に埋め戻し工事が必要となった場合や新規に発見された防空壕等があれば、実態調査結果や年度計画にかかわらず、随時、都市局都市安全課に相談いただきたい。

9. 特殊地下壕対策事業の採択手順

国土交通省

○採択までの流れ

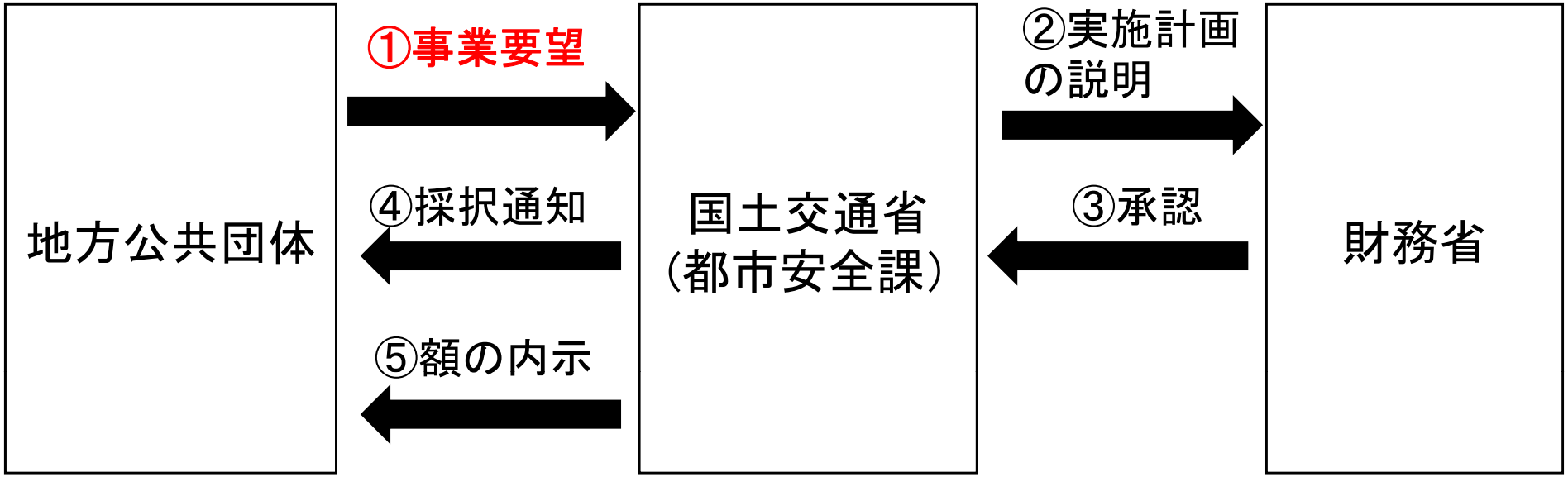

※実施要領第２　３　アの事業

※実施計画変更については、例年10月～11月頃実施。
（追加箇所については、個別に相談お願いします。）

○予算額（事業費）

（単位：百万円）

区　分	26年度（A）		25年度（B）		倍率（A/B）	
	事業費	国　費	事業費	国　費	事業費	国　費
特殊地下壕等対策事業	500	250	500	250	1.00	1.00

10. 特殊地下壕対策事業のイメージ

国土交通省

○（東京都西東京市：H21～）

特殊地下壕（空洞）状況

対策工事状況